

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	入札説明書	13	第2章	3	(1)	特別目的会社 (SPC) の事業計画に関して	翌事業年度の開始する日の3か月前までに、翌事業年度の事業計画を本市へ提出する事とありますが、当初の維持管理契約における実施計画書と乖離が生じる可能性があります。各年度毎に提出する事業計画を主に取り扱う方針で考えて良いですか？	ご理解のとおりですが、変更点については都度市町との協議・承諾の上で実施するものとしてください。
2	入札説明書	23	第5章	4	(2)	留意事項	『(ア) 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に市が事業者に支払う設計費、建設費及び運営費(運転維持管理業務委託料)を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)である。』とありますが、現在価値の現在は、いつの時点のことを指すのでしょうか。	入札公告時を示します。
3	入札説明書	30	第9章	1	(1)	参加資格審査に関する書類	九州支社(福岡市)で入札参加をした時、福岡市の納税証明書(法人市民税)の写しを提出すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、九州支社が長崎市上下水道局建設工事等入札参加資格者名簿に登録されているか確認をして参加申請をお願いします。
4	入札説明書	30	第9章	1	(1)	参加資格審査に関する書類	九州支社(福岡市)で入札参加をした時、納税証明書の写しは、“未納のない証明”を提出すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	33	第10章	2		地域経済への配慮	地域経済における『地域』の範囲は長崎県内か、あるいは長崎市および長与町内を指すのか、ご教授願います。	提出書類作成要領及び様式集の「様式Ⅳ-15-8」をご参照ください。
6	要求水準書	3	第2章	2.5	2段落目	事業概要 (場外施設および場外管路関連)	「なお、表2の第2浄水場における非常用自家発電機棟及び非常用自家発電設備、表3の場外管路設備の数量は、基本設計段階における検討結果及び概算値であり、本事業で実施する詳細設計業務において確定し、設計変更を行う」との記載がありますが、設計段階における検討結果及び概算値で使用した積算基準と積算代価表は、令和何年何月のものであるかご教示願います。	予定価格に係る情報は、非公表とします。 なお、本事業の第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日とします。
7	要求水準書	3	第2章	2.5		事業概要	『本事業で整備する・・・基本設計段階における検討結果及び概算値であり、本事業で実施する詳細設計業務において確定し、設計変更を行う。』について、基本設計段階における検討結果及び概算値とありますが、基本設計段階の、積算根拠となる代価・使用単価の基準年月の明示をお願いします。	予定価格に係る情報は、非公表とします。 なお、本事業の第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日とします。
8	要求水準書	3	第2章	2.5		事業概要	『本事業で整備する・・・基本設計段階における検討結果及び概算値であり、本事業で実施する詳細設計業務において確定し、設計変更を行う。』について、基本設計段階における検討結果及び概算値とありますが、参考金額算出のために適用した積算基準日のご提示をお願い致します。	予定価格に係る情報は、非公表とします。 なお、本事業の第1回単価合意の基準となる日は、本事業の公告日とします。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	要求水準書	4	第2章	2.5		表2 場外施設整備の概要	『主要な施設(長崎市単独整備)・新浦上配水池:土木設備(有効容量 3,000 m ³ ×2池)、計装設備等、場内整備、場内配管、緊急遮断弁、取付道路整備』の、取付道路西部の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。道路の新設を伴う水道用地における舗装工事仕様については、管理者との協議により決定するものとします。
10	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『共同整備①新導水ポンプ場(浦上)～新浄水場』の、開削工－DIP-NS φ 600 mm 1,665 m は、本事業の連絡通路・取付道路、県事業区分並びに、既設長崎市道との施工区分に分かれます。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。道路の新設を伴う水道用地における舗装工事仕様については、管理者との協議により決定するものとします。長崎水害緊急ダム建設事業における工事用道路の舗装工事仕様については、要求水準書別紙10-4に示しています。
11	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『共同整備①新導水ポンプ場(浦上)～新浄水場』の、開削工－DIP-NS φ 600 mm 1,665 m は、本事業連絡通路・取付道路・県事業区分並びに、既設長崎市道との施工区分に分かれます。本事業連絡通路・取付道路、県事業区分における、舗装工事は、場外管路敷設後、施工との判断で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『共同整備①新導水ポンプ場(浦上)～新浄水場』の、推進工－DIP-NS φ 600 mm (HP φ 1,000 mm) 235 mの、推進立坑・到達坑・推進工のそれぞれの深さ及び、施工ヶ所の土質の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
13	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備①萱瀬ダム導水管分岐A～新浄水場』の、開削工－DIP-GX φ 450 mm 1,000 mは、施工区間は国道・市道に分かれます。施工区分毎の設計延長の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
14	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備② 新浄水場～新浦上配水池』の、開削工－DIP-GX φ 400 mm 1,365 mは、本事業連絡通路・取付道路・県事業区分並びに、既設長崎市道との施工区分に分かれます。本事業連絡通路・取付道路、県事業区分における、舗装工事は、場外管路敷設後、施工との判断で良いでしょうか。	No.11をご参照ください。
15	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備② 新浄水場～新浦上配水池』の、推進工－DIP-GX φ 400 mm (HP φ 1,000 mm) 235 mの、推進立坑・到達坑・推進工のそれぞれの深さ及び、施工ヶ所の土質の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
16	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備③ 新浄水場～道ノ尾配水池・高田越減圧槽 B・C』の、開削工－DIP-GX φ 400 mm 850 m は、長崎市道・長与町道、道ノ尾配水池敷地内に分かれます。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。
17	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ③新浄水場～道ノ尾配水池・高田越減圧槽 B・C』の、開削工－DIP-GX φ 250 mm 50 m は、道ノ尾配水池敷地内と判断します。舗装工事仕様の明示をお願いします。	舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
18	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ③ 新浄水場～道ノ尾配水池・高田越減圧槽 B・C』の、場内整備とは、どの様な内容でしょうか。ご指示願います。	要求水準書【改訂第一版】第6章4.2(8)をご参照ください。
19	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ④ 新浄水場～赤迫高部配水槽向け既設送水管分岐 D』の、開削工－DIP-GX φ250 mm 350 mlは、長崎市道・事業者敷地内と判断します。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。
20	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備⑤ 小江原配水槽(手熊浄水場系)既設送水管分岐 E～新浦上配水池』の、開削工－DIP-GX φ400 mm 300 mlは、浦上浄水場敷地内・連絡通路と判断します。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。道路の新設を伴う水道用地における舗装工事仕様については、管理者との協議により決定するものとします。
21	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ⑥ 新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F』の、開削工－DIP-NS φ700 mm 600 m は、県道・浦上浄水場敷地内・連絡通路と判断します。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。道路の新設を伴う水道用地における舗装工事仕様については、管理者との協議により決定するものとします。
22	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ⑥ 新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F』の、連絡通路整備の施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。道路の新設を伴う水道用地における舗装工事仕様については、管理者との協議により決定するものとします。
23	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ⑥ 新浦上配水池～既設浦上配水池系配水管分岐 F』に、連絡通路と県道までの間の、浦上浄水場区間の対応の明記がありません。施工要件・延長などの明示をお願いします。	連絡通路始点から県道までの間の、新設道路の計画はございません。舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。工作物については、市との協議とします。
24	要求水準書	5	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長崎市単独整備 ⑦ 新浦上配水池～女の都配水池向け既設送水管分岐 G』の、開削工－DIP-GX φ200 mm 280 m は、浦上浄水場敷地内・連絡通路と判断します。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。道路の新設を伴う水道用地における舗装工事仕様については、管理者との協議により決定するものとします。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
25	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場』の、開削工－DIP-GXφ300 mm 2,286 mは、町道・敷地内でも、舗装工事仕様が異なっています。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。
26	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場』の、推進工－DIP-GXφ300 mm 24 m(3箇所)の、推進立坑・到達坑・推進工のそれぞれの深さ及び、施工ヶ所の土質の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
27	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場』の、推進工－DIP-GXφ300 mm 24 m(3箇所)とは、24mが3か所(＝72m)との判断で良いでしょうか。	3か所合計の延長が24mです。
28	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場』の、水管橋－DIP-GXφ300 mm 40 m(2箇所)とは、40mが2か所(＝80m)との判断で良いでしょうか。	2か所合計の延長が40mです。
29	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ① 新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場』の、第2浄水場内制御弁・流量計弁は、積算区分として工事企業(機械・電気)・工事企業(場外管路)のどちらでしょうか。ご指示願います。	工事企業(機械・電気)です。
30	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ② 新導水ポンプ場(長与町)～定林堰』の、開削工－DIP-GXφ250 mm 378 mは、町道でも、舗装工事仕様が異なります。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。
31	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ② 新導水ポンプ場(長与町)～定林堰』の、推進工－DIP-GXφ250 mm 8 m(1箇所)の、推進立坑・到達坑・推進工のそれぞれの深さ及び、施工ヶ所の土質の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
32	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ③ 第2浄水場～北陽台配水池向け既設送水管分岐 H』の、開削工－DIP-GX φ300 mm 15 mは、町道でも、舗装工事仕様が異なります。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。
33	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ③ 第2浄水場～北陽台配水池向け既設送水管分岐 H』の、北陽台配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として工事企業(機械・電気)・工事企業(場外管路)のどちらでしょうか。ご指示願います。	工事企業(機械・電気)です。
34	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ④ 第2浄水場～第3配水池向け既設送水管 I』の、開削工－DIP-GXφ200 mm 335 mは、町道・敷地内でも、舗装工事仕様が異なります。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。
35	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ④ 第2浄水場～第3配水池向け既設送水管 I』の、第3配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として工事企業(機械・電気)・工事企業(場外管路)のどちらでしょうか。ご指示願います。	工事企業(機械・電気)です。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
36	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑤ 北陽台配水池・第3配水池向け送水管 J～第5配水池既設連絡管 K』の、開削工－DIP-GX φ300 mm 870 m は、国道・公衆用道路・事業者用地・町道・敷地内で、舗装工事仕様が異なります。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。
37	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑤ 北陽台配水池・第3配水池向け送水管 J～第5配水池既設連絡管 K』の、水管橋 φ300 mm 62 m(3箇所)とは、62mが3か所(＝186m)との判断で良いでしょうか。	3か所合計の延長が62mです。
38	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑤ 北陽台配水池・第3配水池向け送水管 J～第5配水池既設連絡管 K』の、第5配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として工事企業(機械・電気)・工事企業(場外管路)のどちらでしょうか。ご指示願います。	工事企業(機械・電気)です。
39	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑥ 新浄水場～東高田2号配水池場内』の、開削工－DIP-GX φ250 mm 1,675 mlは、市道・露出配管・町道・敷地内で、舗装工事仕様が異なります。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。
40	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑥ 新浄水場～東高田2号配水池場内』の、東高田2号配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として工事企業(機械・電気)・工事企業(場外管路)のどちらでしょうか。ご指示願います。	工事企業(機械・電気)です。
41	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑦ 新浄水場～南陽台高部配水池場内』の、開削工－DIP-GX φ150 mm 520 mlは、町道・敷地内で、舗装工事仕様が異なります。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。
42	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑦ 新浄水場～南陽台高部配水池場内』の、南陽台高部配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として工事企業(機械・電気)・工事企業(場外管路)のどちらでしょうか。ご指示願います。	工事企業(機械・電気)です。
43	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑧ 新浄水場～まなび野高部配水池 P』の、開削工－DIP-GX φ250 mm 1,540 mlは、町道・市道・県道・敷地内で、舗装工事仕様が異なります。施工区分毎の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管をご参照ください。既設の浄水施設を有する水道用地における舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。
44	要求水準書	6	第2章	2.5		表3 場外管路整備の概要	『長与町単独整備 ⑧ 新浄水場～まなび野高部配水池 P』の、まなび野高部配水池内制御弁室、場内配管の、制御弁・流量計弁は、積算区分として工事企業(機械・電気)・工事企業(場外管路)のどちらでしょうか。ご指示願います。	工事企業(機械・電気)です。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
45	要求水準書	6	第2章	2.5.		表3 場外管路整備の概要	場外管路整備において、工事作業全般は、昼間作業との判断で宜しいでしょうか。ご指示願います。	事業者の提案によります。
46	要求水準書	10	第2章	6.2	表7の欄外	※部分 (場外施設及び場外管路関連)	「※：新浄水場に至る(中略)、別事業において整備を予定」について、令和7年1月22日に公表された要求水準書(案)に関する質問書の回答No.43ならびにNo.258では、「入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します」とありますが、その資料は本入札公告資料または閲覧資料(番号1～8)のどれに該当するのでしょうか。追加資料をご提示されるのであれば、提示日をご回答願います。	要求水準書別紙10-1、10-4をご参照ください。
47	要求水準書	10	第2章	6.2	表7	配水池 [長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 設計及び建設工事請負契約書(案)、21頁、第45条及び37頁、第73条]	配水池をPC構造とした場合、防水塗装の受注者の瑕疵期間は、引渡し(設計及び建設工事請負契約書(案)の21頁、第45条)を行った日から2年間(同契約書(案)の37頁、第73条)であり、それを超えた範囲で防水塗装の修繕が必要となった場合は、本事業の事業者の責によらず、本事業とは別途工事として発注されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書	12	第2章	7.1		工事区域及び維持管理区域 (場外施設関連)	別紙2-2「第2浄水場」のうち、新規購入用地を除く既存の第2浄水場の範囲は、現行の用地管理が継続され、本事業の基本契約締結から運転維持管理終了までの期間に事業者が実施する「除草や安全管理などの用地の管理」は、除外されるとの理解で宜しいでしょうか。	第2浄水場は整備対象であるため、施工区域において、工事期間中の安全管理は対象となります。
49	要求水準書	12	第2章	7.1		工事区域及び維持管理区域 (本事業及び場外施設関連)	「なお、基本契約締結から(中略)事業者において実施」について、記載の用地管理においては、労働災害発生を否定できません。よって、記載の基本契約締結から発注者の管理から事業者の管理へ移行するのではなく、入札説明書4頁、「7.事業スケジュール(計画)」の「※建設工事開始は(中略)発注者の承諾を得た場合のみ先行着手を認めるものとする」に記載の通り、対象箇所ごとにおいて、労働災害への体制整備が整い、かつ発注者が用地管理方法について承諾された時点から事業者の管理へ移行するものとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、要求水準書別紙2に示す範囲は、基本契約締結から運転管理終了までの期間について、事業者において用地管理を実施してください。
50	要求水準書	12	第2章	7.1		工事区域及び維持管理区域 (本事業及び場外施設関連)	新浄水場用地の公園の閉鎖や場外施設の一部範囲の本工事による閉鎖は、住民説明会で近隣住民からの理解を得た後でないと立入防止の工事開始とはならないものと想定されます。別紙2の用地管理の対象範囲は、別途受注後の発注者との協議により決定する(発注者の用地管理と事業者の用地管理の範囲・期間の区分け)との理解で宜しいでしょうか。	新浄水場用地の公園は、長崎市が長与町へ令和7年12月まで土地の使用を許可しているもので、令和8年1月以降は、公園としての使用を認めない方針です。要求水準書に記載のとおり、(要求水準書別紙2に示す範囲は)基本契約締結から運転管理終了までの期間は、事業者において用地管理を実施してください。
51	要求水準書	13	第2章	2.9	表10	事業期間 (場外施設及び場外管路関連)	本事業の新浦上配水池・新女の都ポンプ場およびその周辺の場外管路整備業務および全量通水開始は、県事業である長崎水害緊急ダム建設事業及びその仮設取水・導水施設(22頁)と密接な関連があります。よって、この県事業の遅延が本事業の施設引渡し日の遅延の原因となる場合、提案する工期の不履行は事業者の責とせず、その遅延で生じる追加費用は設計変更協議の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	長崎市・長与町新浄水場共同整備事業設計及び建設工事請負契約書(案)第32条第1項及び第2項のとおりです。
52	要求水準書	14	第2章	2.10	(1)	関係法令等	「㉔その他関連法令及び条例等」で想定されている「その他の関係法令及び条例」と「等」に該当する内容を具体的にご教示願います。	本事業は、工種が多岐にわたることから関係法令及び条例も広範囲にわたること、また、事業者提案によっては発注者側が想定していない内容であることも考えられるため、全てを明示することはいいたしません。
53	要求水準書	14	第2章	2.10	(2)	指針及び各種基準等	「㉔その他関連要綱及び各種基準等」で想定されている「その他の関連要綱及び基準」と「等」に該当する内容を具体的にご教示願います。	本事業は、工種が多岐にわたることから関連要綱及び各種基準も広範囲にわたること、また、事業者提案によっては発注者側が想定していない内容であることも考えられるため、全てを明示することはいいたしません。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
54	要求水準書	14	第2章	2.10	(3)	仕様書等	「⑯その他の公的機関が発行し、かつ本市町が確認した仕様書等」で想定されている「その他の公的機関が発行し、かつ本市町が確認した仕様書」と「等」に該当する内容を具体的にご教示願います。	本事業は、工種が多岐にわたることから仕様書も広範囲にわたること、また、事業者提案によっては発注者側が想定していない内容であることも考えられるため、全てを明示することはいたしません。
55	要求水準書	18	第3章	3.3		有資格者の配置	参加資格審査に関する書類に配置予定技術者の資格及び業務実績を提出する事になっております。工事着手までの期間や工事期間も長くなることから、要求されている資格者であれば本市町へ届け出・承認のうえ技術者を変更してもよろしいですか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	22	第3章	3.6		他事業との調整 (場外管路関連)	「本事業で調整すべき他事業は、以下の示すとおり」について、令和7年1月22日に公表された要求水準書(案)から、「長崎都市計画事業 高田南土地区画整理事業(事業者：長与町)」が削除されていますが、この他事業との調整は必要が無くなったとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	22	第3章	3.6		他事業との調整 (場外施設及び場外管路関連)	「長崎水害緊急ダム建設事業(浦上ダム再開発)の事業内容・工期などの資料の公表」について、令和7年1月22日に公表された要求水準書(案)に関する質問の回答No.96では、「入札説明書等において、それまでに知り得た資料を提示します」とありますが、その資料は本入札公告資料または閲覧資料(番号1～8)のどれに該当するのでしょうか。他事業を踏まえた本事業の工程検討が十分に実施可能な追加資料をご提示されるのであれば、提示日をご回答願います。	No.46をご参照ください。
58	要求水準書	22	第3章	3.6	(1)	工事用道路 (場外施設及び場外管路関連)	(1)の工事用道路が県事業の遅延により使用できず、本事業の契約工期延伸に影響を及ぼす場合、それに伴う本事業の工期変更及び工事費の設計変更協議を実施して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	長崎市・長与町新浄水場共同整備事業設計及び建設工事請負契約書(案)第32条第1項及び第2項のとおりです。
59	要求水準書	22	第3章	3.6	(1)	工事用道路 (場外施設及び場外管路関連)	工事用道路は令和9年度末に一部完成予定ですが、管路の布設時期として次の①～③のうち、どの時期を想定されていますか。 「①：令和9年度末の一部工事用道路完成後」、「②：浦上ダム再開発事業のダム本体工事完了後」、「③：①及び②以外の時期」	①を想定しています。 ダム本体工事は、本事業の建設期間終了後に着手予定です。
60	要求水準書	22	第3章	3.6	(1)	工事用道路 (場外施設及び場外管路関連)	ダム再開発事業で造成される工事用道路の舗装施工は県事業と想定されますが、施工時期として次の①～③のうち、どの時期を想定されていますか。 「①：ダム本体工事着手前」、「②：浄水場事業の工事完了時期」、「③：①及び②以外の時期」	①を想定しています。
61	要求水準書	22	第3章	3.6	(1)	工事用道路	『工事用道路は令和9年度末に一部完成予定であり、完成箇所は配水池の工事用道路及び管路の布設路線として使用できる。〈別紙10-1参照〉』の、完成箇所の完成とは、舗装仕上げのことでしょうか。若しくは、砕石路盤仕上げのことでしょうか。ご指示願います。	長崎県との協議によります。
62	要求水準書	22	第3章	3.6	(1)	工事用道路	『工事用道路は令和9年度末に一部完成予定であり、完成箇所は配水池の工事用道路及び管路の布設路線として使用できる。〈別紙10-1参照〉』の、別紙10-1の工事用道路(着手時期未定)も、No.61と同様でしょうか。ご指示願います。	工事用道路の着手時期未定箇所は、本事業の建設期間終了後に着手予定ですので管路等の布設・施工は不可となっております。
63	要求水準書	22	第3章	3.6	(1)	工事用道路	『工事用道路は令和9年度末に一部完成予定であり、完成箇所は配水池の工事用道路及び管路の布設路線として使用できる。〈別紙10-1参照〉』の、別紙10-1の河川護岸拡幅工事(着手時期未定)と、連絡通路整備予定ヶ所との工程については、河川護岸拡幅工事(着手時期未定)後の施工で良いでしょうか。ご指示願います。	工程については、長崎水害緊急ダム建設事業と調整してください。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
64	要求水準書	22	第3章	3.6		他事業との調整	長崎都市計画事業 高田南土地区画整理事業（事業者：長与町）が、削除されています。供用開始となったと判断しますが、新道の掘削占用許可は、受理されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	22	第3章	3.6		他事業との調整	長崎都市計画事業 高田南土地区画整理事業（事業者：長与町）が、削除されています。供用開始となったと判断しますが、新道部分の設計延長並びに舗装工事仕様の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。舗装工事仕様については、要求水準書【改訂第一版】第6章4.2 場外管路設計共通事項(2)埋設管⑭、⑮をご参照ください。
66	要求水準書	26	第4章	3.3		耐震性能及び自然災害等の対策 (場外施設関連)	第2浄水場(改良)で新設する、全施設・設備(土木、建築、機械、電気等全て)、及び既存・改良する全施設・設備は、本項目に記載の対策内容について対象外であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書別紙8-2より、第2浄水場で影響のある施設(新設及び既設)は土砂災害対策及び浸水対策対象範囲です。
67	要求水準書	27	第4章	3.4		構造物の耐用年数	別紙9には構造躯体の耐用年数は記載がありません。JASS5鉄筋コンクリート工事における計画供用期間「標準(65年)強度Fc24以上」でよろしいでしょうか。	地方公営企業法施行規則 別表第2号の耐用年数に準じます。
68	要求水準書	27	第4章	3.4	別紙9	構造物及び設備の耐用年数	令和7年1月22日に公表された要求水準書(案)に関する質問書の回答No.110「塗装や防水についての耐用年数は15年とします」について、防水塗装で15年を保証する工事は調査した限り見当たりません。また、別紙9に記載の地方公営企業法施行規則 別表第2号に、防水塗装の耐用年数に関する記載が確認できません。防水塗装についての耐用年数について、明確な根拠となる資料(法令、要綱、指針)をご提示願います。なお、ご提示頂けない場合は、回答No.110を取り下げて頂けないでしょうか。	長崎市の防水塗装については、更新目安としての耐用年数を15年としております。 また、耐用年数と保証年数は同義ではありません。
69	要求水準書	27	第4章	3.4	別紙9	構造物及び設備の耐用年数 [長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 設計及び建設工事請負契約書(案)、第45条・73条]	基本的にコンクリート構造物の水槽は、コンクリートの施工で水密性を確保し漏水を防止するものと理解しますが、本要求水準書で要求水準とした防水塗装の受注者の瑕疵期間は、引渡し(設計及び建設工事請負契約書(案)の21頁、第45条)を行った日から2年間(同契約書(案)の37頁、第73条)であり、それを超えた範囲で防水塗装の修繕が必要となった場合は、本事業の事業者の責によらず、本事業とは別途工事として発注されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	27	第4章	3.4		構造物及び設備の耐用年数	3月7日公表の要求水準書(案)に関する質問書への回答No.110に『塗装や防水について、耐用年数は15年とします』と記載されていますが、その耐用年数に関して根拠となる資料はございますでしょうか。	No.68をご参照ください。
71	要求水準書	27	第4章	3.5		本事業期間終了時における本施設の 状態	「本要求水準書、13頁」に、施設引渡し日が令和15年3月31日と計画されており、「設計及び建設工事請負契約書(案)、21頁、第45条」に別途で建設工事業務に係る検査及び引渡しが定義付けられています。また、「設計及び建設工事請負契約書(案)、37頁、73条」では、発注者が引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除をすることができないと規定されています。さらに、「本要求水準書、89頁、9.1.1」では引渡し後15年間の保守管理業務の範囲について、「本事業で新設する機械電気設備を対象とし、土木躯体、建築躯体については保守管理業務の対象外とする」と記載されています。 以上より、本項「4.3.5」に記載の「著しい損傷がない状態(事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態)で、本市町へ引き渡すものとする」の引き渡しの対象は、本事業で新設する機械電気設備が対象であるとの理解で宜しいでしょうか(事業期間終了後とは、運転維持管理期間を含む令和30年3月31日となるため)。	本事業で整備した全ての施設が要求水準書で提示した性能を維持していることを確認し、著しい損傷がない状態で引き渡すことと しています。
72	要求水準書	28	第5章	5.1	(1)	ボーリング調査	ボーリング調査において、支持層を3m以上確認では無く、工学的基盤面を3m以上確認と記載されています。工学的基盤になり得るかの判断として、N値50以上の岩層を略算的(N値によりVs値の略算)に工学的基盤と見なして良い でしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
73	要求水準書	28	第5章	5.1	(2)②	第2浄水場の土砂災害対策工事	第2浄水場(長与町)の土砂災害対策は、別紙10-3(図面名:土砂災害対策(待受け擁壁工)計画図)において、新設する天日乾燥床を対象とした待受け擁壁工が計画されています。第2浄水場の土砂災害対策工事は、これに類似する事業者提案を実施すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	28	第5章	5.1		各種調査業務	ボーリング調査において、場外管路の推進・水管橋については公用地が周囲に無い可能性が想定されますが、借地できる土地の候補地は検討・協議済みでしょうか。 また、円滑な工事進捗のために、発注者側のご協力はいただけますか。	工事及び調査における借地等の候補地の選定については、事業者の方でご対応ください。 なお、事業者が本市町に対して各種申請等や用地の調達に際して協力を求める場合、可能な範囲で協力することとします。
75	要求水準書	29	第5章	5.1	(2)③	第2浄水場の浸水対策工事	第2浄水場(長与町)の浸水対策に関する要求水準としては、新設する天日乾燥床が対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書別紙8-2より、第2浄水場で影響のある施設(新設及び既設)が浸水対策の対象施設です。
76	要求水準書	29	第5章	5.1	(2)③	第2浄水場の浸水対策工事	第2浄水場(長与町)の浸水災害対策は、別紙10-3(参考資料:浸水被害対策の検討書)が基本計画として示されています。第2浄水場の既存浄水場施設が浸水対策の対象であった場合は、その浸水対策に関する要求水準は、検討書に記載の各施設での個別対策(耐水化、防水化)であるとの理解で宜しいでしょうか。	対象施設は要求水準書に関する質問への回答No75をご参照ください。浸水対策はご理解のとおりです。
77	要求水準書	40	第6章	2.8	(1)共通事項③	建築構造物設計	『屋根の形式は事業者提案とするが、防水性や点検作業を考慮すること』とありますが、配水池の屋根において防水材は必要となりますでしょうか。また、仕様に指定はございますか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
78	要求水準書	40	第6章	2.8	(1)共通事項③	建築構造物設計	『屋根の形式は事業者提案とするが、防水性や点検作業を考慮すること』とありますが、配水池のドーム屋根施工にエアードーム工法を用いることは可能でしょうか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
79	要求水準書	40	第6章	2.8	(1)共通事項④	建築構造物設計	外部仕上げ材について記載がありますが、配水池において外面塗装は必要となりますでしょうか。また、耐候性の他、仕様に指定はございますか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
80	要求水準書	41	第6章	2.8	(1)共通事項⑫	建築構造物設計	『各施設の維持管理が容易となるように階段、スロープ及び手摺等を設けること』とありますが、配水池に設ける昇降設備(内・外)は、直梯子形式でよろしいでしょうか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
81	要求水準書	41	第6章	2.8	(1)共通事項⑫	建築構造物設計	配水池に設ける昇降設備は2池それぞれに必要でしょうか。1池に昇降設備を設け、配水池間を渡り廊下でつなぐ形式でもよろしいでしょうか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
82	要求水準書	41	第6章	2.8	(1)共通事項⑫	建築構造物設計	『全ての設備、部屋には使用目的が分かるように銘板等を設置すること。』とありますが、配水池には2池それぞれに銘板等が必要でしょうか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
83	要求水準書	40	第6章	2.8	(2)	表18 付属品リスト	付属品リストについて、表18に記載の内容以外の仕様等については事業者提案でよろしいでしょうか。	質問対象範囲外の質問となるため、今回は回答を控えさせていただきます。
84	要求水準書	44	第6章	2.8	(3)	膜ろ過棟、脱水機棟設計	③に見学者動線についての記載がございますが、見学者ルートは膜ろ過棟のみの計画としてよろしいでしょうか。	質問対象範囲外の質問となるため、今回は回答を控えさせていただきます。
85	要求水準書	45	第6章	2.8	(4) (7)	排水設備	①の公共下水道の口径、接続可能位置や深さは事業者提案でよろしいでしょうか。	質問対象範囲外の質問となるため、今回は回答を控えさせていただきます。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
86	要求水準書	51	第6章	3.2		場外施設設計共通事項 別紙10	別紙10に示す新浦上配水池の連絡通路、取付道路の接続点・分岐点は図に示す箇所固定でしょうか。事業者提案でよいでしょうか。	事業者提案とします。
87	要求水準書	51	第6章	3.2	③	場外施設設計共通事項	『災害対策に関する具体的な提案』とありますが、災害とは、地震・豪雨・土砂災害・落雷等の自然災害、事故による汚染物質の流出、テロ活動等の人為災害によるものでよろしいでしょうか。その他考慮する事項があれば具体的にご教授願います。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	51	第6章	3.2	④	場外施設設計共通事項	「取水制限・停止、送水先等の運用状況に配慮した～」とありますが、提案作成のために、別紙1-2「施設フロー図（長与町）」に各配水池からの1日あたりの配水流量を記載頂けないでしょうか。	要求水準書別紙1-2「施設フロー図（長与町）」を修正し、公表します。
89	要求水準書	51	第6章	3.2	⑤	場外施設設計共通事項	『保守管理について保守・点検性・維持管理性の確保』とありますが、その他考慮する事項があれば具体的にご教授願います。	事業者提案によっては発注者側が想定していない内容であることも考えられるため、明示することはいたしません。
90	要求水準書	52	第6章	3.3	表20	新浦上配水池設計	配水池諸元より6,000m3以上となっています。造成計画に応じて（例）4,000m3と2,000m3の2池構造と考えることは可能でしょうか。	不可とします。 要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
91	要求水準書	52	第6章	3.3	表20	新浦上配水池設計	新浦上配水池のH.W.L+75.00mを変更することは可能でしょうか。	可能です。 ただし、H.W.L+75.00m～76.00mの範囲とします。 要求水準書 第6章3.3 新浦上配水池設計を参照してください。
92	要求水準書	52	第6章	3.3	(1)配水池①	新浦上配水池設計	2池の配水池同士をつなぐ連絡管は必要でしょうか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
93	要求水準書	52	第6章	3.3	.(1)②	配水池	手熊浄水場系統、新浄水場系統の口径は400mmを原則とありますが、場内配管口径については、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	52	第6章	3.3	(1)③	配水池	「本市と協議を行い決定すること」について、事業者提案に対して協議の結果、数量変更や工法変更などが発生した場合は、設計変更協議の対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	52	第6章	3.3	(1)配水池④	新浦上配水池設計	配水池の耐震性の照査のため、動的解析は必要となりますでしょうか。	要求水準書をご参照ください。 指針及び各種基準等（②水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会））によります。
96	要求水準書	52	第6章	3.3	(1)配水池⑤	新浦上配水池設計	運用しながらのメンテナンス（清掃、補修）について、その他考慮する事項があれば具体的にご教授願います。	事業者提案によっては発注者側が想定していない内容であることも考えられるため、明示することはいたしません。
97	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)配水池⑪	新浦上配水池設計	『PC構造とする際には防水塗装を行うこと』とありますが、内面外面に使用する防水塗装について、仕様指定はございますか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
98	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)配水池⑪	新浦上配水池設計	『PC構造とする際には』とありますが、PC構造以外の採用もお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)配水池⑪	新浦上配水池設計	配水池をPC構造とする際に行う防水塗装は保守管理業務の対象外であり、その防水塗装の瑕疵期間は、最長（中間引渡しを除く）で事業スケジュール（計画）の施設引渡し日（令和15年3月31日）から2年間という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)⑪	配水池	「PC構造とする際には、防水塗装を行うこと」との記載がありますが、新浦上配水池の構造は、矩形のステンレス製（①の配水池2池建設）やRC構造でも良いものとし、それらの構造で提案した際には防水塗装が必須条件ではないとの理解で宜しいでしょうか。	PC構造以外の採用も可能です。ただし、十分な水密性、耐久性、耐震性を有していることや、配水池内外面の劣化に留意した構造としてください。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
101	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)配水池⑫	新浦上配水池設計	避雷針の保護レベル(Ⅰ～Ⅳ)をご教授願います。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
102	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)配水池⑭	新浦上配水池設計	『塩素の影響を受ける付帯の材質はSUSとする』とありますが、SUSの種類や仕様に指定はございますか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
103	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)配水池⑭	新浦上配水池設計	『塩素の影響を受ける付帯の材質はSUSとする』より、内外の階段をSUS構造とすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)配水池⑮	新浦上配水池設計	配水池からの雨水排水は舗装上に直接排水する方式でよろしいでしょうか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.3新浦上配水池設計をご参照ください。
105	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)⑮	配水池	「雨水の排水施設について設計を行うこと」について、本配水池を含めて、場外施設の施工箇所雨水抑制を必要とする箇所はございますでしょうか。ご教示願います。	事業開始後に、各管理者と事前協議を実施してください。
106	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)⑰	配水池	周辺環境を考慮した施工中の排水計画として、ノッチタンクなどの仮設備を使用し、放流水の排水基準を満たした排水としてダムに放流することは認められるとの理解で宜しいでしょうか。	河川管理者である長崎県との協議によります。
107	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)⑱	配水池	槽内に貯水し水質検査を受ける場合は、その検査にかかる費用負担は、本市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)配水池⑳	新浦上配水池設計	配水池の供用前の清掃、水張試験、充水、排水、水質試験等の回数や期間の詳細を具体的にご教授願います。	供用開始前に水質検査に合格する必要があります。回数や期間の指定はありません。
109	要求水準書	53	第6章	3.3	(1)⑱	配水池	「配水池の供用開始前には、槽内への貯水後に水質検査を実施…～1.5ヶ月程度の日数を要する」とありますが、新女の都ポンプ場の試運転、女の都配水池向け既設送水管分岐Gの洗管などは、新配水池に貯留した水を使用することになると考えます。既設の女の都配水池に水を流入させないのであれば、水質検査結果を待たず、試運転や洗管作業を進めることができると理解してよろしいでしょうか。	新浦上配水池の水質検査合格後、試運転・洗管作業を開始してください。
110	要求水準書	54	第6章	3.3	(3)	場内整備	③配水池、管路の修繕に重機が走行できる通路を確保することとありますが、勾配や幅、舗装構成は事業者提案でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	54	第6章	3.3	(3)	場内整備	④既存の浦上配水池へ重機が走行できる通路を確保することとありますが、既設配水池の通路確保の目的を教えてください。	将来的に既存の浦上配水池を撤去又は閉塞等により廃止の作業を想定した動線を確保することを目的としております。
112	要求水準書	54	第6章	3.3	(3)	場内整備	④既存の浦上配水池へ重機が走行できる通路を確保することとありますが、0.1m3BH程度の重機走行で想定しますが、問題ないでしょうか。	No.111を踏まえた事業者提案とします。
113	要求水準書	54	第6章	3.3	(3)	場内整備	④既存の浦上配水池へ重機が走行できる通路を確保することとありますが、勾配や幅員など、想定する重機が走行できる状況を確認する理解でよいでしょうか。	No.112をご参照ください。
114	要求水準書	54	第6章	3.3	(3)②	配水池の場内整備	「具体的な整備内容については、本市と協議を行うこと」について、この具体的な整備内容の範囲をご教示願います。	整備内容は、フェンス、排水構造物、門扉、場内舗装などの外構ですが、整備範囲は新浦上配水池内とします。
115	要求水準書	54	第6章	3.3	(3)④	配水池の場内整備	「既存の浦上配水池へ重機が走行できる通路を確保すること」とは、別紙10-1に示す赤枠(赤ハッチング)の整備予定箇所に配置する場内からのアクセスとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
116	要求水準書	54	第6章	3.3	(4)①	仮設、造成、法面保護、伐採	別紙10-1 ダム再開発事業で造成される工事用道路において、一部谷部を埋めて平場が造成されると思われる箇所が見受けられます。本事業において、それらの平場を本事業の工事用地として使用することは可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	長崎水害緊急ダム建設事業との調整が必要です。
117	要求水準書	54	第6章	3.3	(5)	取付道路	『② 取付道路は、工事車両の通行に支障がないこととし、配管が布設できる4.0mの幅員を確保すること。なお、取付道路には導水管口径 600 mm、送水管口径400 mm(新浄水場系)等を埋設する。』において、施工予定延長の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
118	要求水準書	55	第6章	3.3	(5)②	取付道路	取付道路は、地山の片切、片盛土工事や盛土工で4mの幅員を確保できれば、擁壁等の工作物を造成しなくても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書	55	第6章	3.3	(5)②	取付道路	配管が布設できる4.0mの幅員とは、取付道路の構造幅(全幅)か転落防護柵などの設置幅を除く有効幅員の何れを指しているのかご教示願います。	有効幅員を示しております。
120	要求水準書	55	第6章	3.3	(5)②	取付道路	「なお、取付道路には導水管口径600mm、送水管口径400mm(新浄水場系)等を埋設する」の「等」について、他に何を埋設することが想定されているのかご教示願います。	事業者提案により埋設されるものを指します。
121	要求水準書	55	第6章	3.3	(5)②	取付道路	取付道路を計画するうえで、道路の曲線と埋設管の曲管の関係から埋設管が幅員4.0m内に収まらなかった場合、幅員の拡幅部分については、設計変更の対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の想定の場合、取付道路は設計変更の対象ではありません。
122	要求水準書	55	第6章	3.3	(5)②	取付道路	当該道路は県工事の工事用道路との取付計画を考慮しなければなりません。しかし、今回の公表資料では、県工事側の当該範囲の標準横断面図、縦断面図といった図面や県側との協議内容がわかる資料が見当たりません。これらについて、追加資料のご提示が無ければ提案することができないため、早急に追加資料をご提示願います。	要求水準書別紙10をご参照ください。
123	要求水準書	55	第6章	3.3	(6)③	緊急遮断弁及び制御盤	「配水池1池を対象」とありますが、これは2池のうち1池の流出管に設置を行えば要求された水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	55	第6章	3.3	(7)③	電動水位調整弁	キャビテーション検討とありますが、小江原配水槽のHWL、LWLのみでは検討できません。キャビテーション検討のためには別紙1-1で記載された「通常運用時(4,020m ³ /日)」、「他浄水場連携時(9,196m ³ /日)」それぞれの流量時の導水圧力が必要となります。従って、別紙10-1に記載された小江原配水槽(手熊浄水場系)既設送水管の分岐Eにおける導水圧力の提示をお願いします。	導水圧力は1.70MPaです。
125	要求水準書	55	第6章	3.3	(7)③	電動水位調整弁	No.124の質疑と関連して、分岐管E以降から減圧弁までの管圧損は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書	55	第6章	3.3	(8)	受変電設備 使用電圧	新浄水場(6.2.7(2))と同様とすると記載あります。P37の(2)受変電設備④で高圧6kVと記載ありますがこれは、6kV級を示しているという理解で6.6kVの使用も可能という理解でよろしいでしょうか。また同様に440V,420V,210V,105V等も使用可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書	55	第6章	3.3	(8)	新配水池 受変電設備	新浄水場(6.2.7(2))と同様とすると記載あります。⑬にて自家発電設備と組み合わせさせて停電時間を最低限にと記載ありますが、新配水池には非常用発電機は設置されないため、適用外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書【改訂第一版】第6章.3.3をご参照ください。
128	要求水準書	55	第6章	3.3	(9)	新配水池 動力設備	「6.2.7電気計装設備設計動力設備」と同様とするとありますが、P38に記載のある6.2.7電気計装設備設計動力設備(4)は「動力設備」ではなく、運転操作設備と記載されております。したがって、「動力設備」は誤記で正しくは「運転操作設備」と理解してよろしいでしょうか。また、本項目以降も同用の記載がありますが、本質疑に対してされる回答と同じ回答が適用されると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書【改訂第一版】第6章.2.7をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
129	要求水準書	55	第6章	3.3	(9)	動力設備(運転操作設備)	「6.2.7電気計装設備設計動力設備」と同様とするとありますが、P38(4)動力設備(運転操作設備)②について、配電盤の冗長化は不要であり、受変電設備から配電盤へ給電される電源が冗長化されていれば良いという理解でよろしいでしょうか。	場外施設に関しては、冗長化は不要です。 要求水準書【改訂第一版】第6章.3.3をご参照ください。
130	要求水準書	56	第6章	3.3	(11)③	新配水池 遠方監視	遠方監視装置はキュービクルに収納とありますが、低圧盤(監視盤や計装盤など)がある場合は低圧盤内に配置することは可能でしょうか。	低圧盤内に収納で問題ありません。 要求水準書【改訂第一版】第6章.3.3をご参照ください。
131	要求水準書	57	第6章	3.4	(5)①	増圧ポンプ設備及び配管弁類	「新浦上配水池の自然流下水を増圧し、」とありますが、ポンプ動力低減のため、増圧ポンプで増圧させる水は、小江原配水槽から新浦上配水池への流入水に変更することは可能でしょうか。	お示しの内容を検討される場合は技術提案での確認が必須です。
132	要求水準書	57	第6章	3.4	(5)①	増圧ポンプ設備及び配管弁類	No.131と関連して、この場合女の都配水池への送水は手熊水系のみとしてもよろしいでしょうか。	No.131をご参照ください。
133	要求水準書	57	第6章	3.4	(5)①	増圧ポンプ設備及び配管弁類	「女の都配水池に送水することを目的とすること」とありますが、ポンプ揚程計算で必須となる、送水先である女の都配水池水位条件の記載がありません。女の都配水池のH.W.L及び、L.W.Lの水位条件の提示をお願い致します。	要求水準書【改訂第一版】第6章.3.4新女の都ポンプ場及び要求水準書別紙16をご参照ください。
134	要求水準書	57	第6章	3.4	(5)①	増圧ポンプ設備及び配管弁類	「女の都配水池に送水することを目的とすること」とありますが、配管圧損計算のために、送水管の管長が必要となります。別紙12に示された「女の都配水池向け既設送水管分岐G」から、女の都配水池までの各口径毎(200A、300A)の既設管管長の提示をお願い致します。	要求水準書別紙16をご参照ください。
135	要求水準書	57	第6章	3.4	(5)③	増圧ポンプ設備及び配管弁類	「水撃検討を行い、必要に応じて対策すること」とありますが、水撃検討のため、管路縦断面図が必須となります。別紙10-1に記載された「新浦上配水池～女の都配水池向け既設送水管分岐G」における、分岐点Gまでの配管は事業者範囲となるため設計を実施する必要があると理解しますが、分岐点G以降は既設管の流用となります。したがって、分岐点G以降の管路縦断面図の提示日の回答をお願い致します。	要求水準書【改訂第一版】第6章.3.4新女の都ポンプ場及び要求水準書別紙16をご参照ください。
136	要求水準書	59	第6章	3.6		新導水ポンプ場(長与町)設計 (1)取水口、(3)沈砂池 (4)導水ポンプ井	新浄水場設計については、内面に防水塗装を行うとありますが、取水口、沈砂池、導水ポンプ井について、内面の防水塗装の有無について、事業者提案との理解でよいでしょうか。	浄水場と同様に、内面防水塗装を行うこととします。
137	要求水準書	59	第6章	3.6	(1)	取水口設計 別紙10-2	別紙10-2に示す基本設計図で、水利権(23条、24条、26条)は許可済みとの理解でよいでしょうか。	事業者の詳細設計図で再申請が必要です。申請は発注者が行いますが、必要な資料作成支援をお願いします。
138	要求水準書	59	第6章	3.6	(1)	取水口設計 別紙10-2	別紙10-2に示す基本設計図で水利権許可済みの場合、別紙10-2から構造を変更する場合は、発注者側で水利権の再申請を行うとの理解でよいでしょうか。	No.137をご参照ください。
139	要求水準書	59	第6章	3.6		新導水ポンプ場(長与町)設計	新導水ポンプ場(長与町)設計には浸水対策工事の記載がありませんが、今回新設する施設(ポンプ棟及び非常用自家発電機棟)が浸水しない対策を設計すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書	59	第6章	3.6	(1)①	取水口設計	ゲート形式、ゲート断面積の記載がありますが、このゲートの設計、製作、設置及び、調整などの業務を実施するのは、「P59表23」の工種区分に従い、設計・建設JVの「土木建築企業」になるという理解で「機械企業」では施工できない、という理解でよろしいでしょうか。	施工可能な企業が工事を実施してください。
141	要求水準書	59	第6章	3.6	(1)①	取水口設計	No.140の質疑と関連して、別紙10-2「図面番号:導水ポンプ場PM-1」では赤線で着色された箇所が機械工事の範囲を示していると理解しますが、このPM-1の図面に記載された、①取水口スクリーン及び、取水ゲートは機械工事の範囲では無いという理解でよろしいでしょうか。	No.140をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
142	要求水準書	60	第6章	3.6	(1)④	取水口設計	事業者提案に含まれない追加調査の費用に関しては、設計変更の対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	長崎市・長与町新浄水場共同整備事業設計及び建設工事請負契約書(案)第28条のとおりです。
143	要求水準書	60	第6章	3.6	(1)④	取水口設計	本事業の入札価格には「液状化対策や本体構造の検討精度を高めるための追加調査費のみ計上」しておき、「その調査結果を用いた液状化対策や本体構造の検討費用ならびに検討結果に基づく液状化対策の実施や本体構造の変更」は、受注後の設計変更協議の対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	河川構造物耐震性能指針に準拠した追加調査と、調査結果による検討は本事業範囲です。工事費については、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業設計及び建設工事請負契約書(案)第28条のとおりです。
144	要求水準書	60	第6章	3.6	(2)③	取水口仮設備設計	詳細な仮締切計画の河川管理者との調整は、受注後の詳細設計期間で実施するものと想定されます。本調整で河川管理者の指導により、樋門樋管審査リストを踏まえた事業者提案内容からの変更を余儀なくされた場合は、設計変更協議の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書	60	第6章	3.6	(2)④	取水口仮設備設計	町道271号に確認された地下埋設物「上水道管・下水道管」の管路保護工の検討結果に基づく対策工に対し、設計及び建設工事期間中の試掘調査や施工中に追加の対策が必要と判断された場合、その追加対策工に要する費用は設計変更協議の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	長崎市・長与町新浄水場共同整備事業設計及び建設工事請負契約書(案)第28条のとおりです。
146	要求水準書	60	第6章	3.6	(3)④	沈砂池	滞留時間は10分間以上とあります。これに対して、別紙10-2の図面番号「16枚の中第5号」において、河川のH.W.L=3.53m及び、L.W.L=1.77mで記載があります。長与川の河川水位の条件はこの数値で実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 河川水位LWL+1.77が条件です。
147	要求水準書	61	第6章	3.6	(6)②	場内整備	「具体的な整備内容については、本町と協議を行うこと」について、この具体的な整備内容の範囲をご教示願います。	整備内容は、フェンス、側溝、門扉、場内舗装などの外構ですが、整備範囲は新たな用地範囲とします。
148	要求水準書	61	第6章	3.6	(8)	非常用自家発電機棟	電気室の記載がありませんが、別紙10-2「図面番号：導水ポンプ場PE-3」より、発電機室が電気室も兼ねているという理解でよろしいでしょうか。	基本設計ではご理解のとおりですが、電気室と自家発電室を別々にする提案も問題ありません。
149	要求水準書	61	第6章	3.6	(9)④	導水ポンプ設備及び機械配管弁類	「水撃検討を行い、必要に応じて対策すること」とありますが、水撃検討のため、管路縦断図が必須となります。別紙10-2「図面番号：導水ポンプ場PM-1」で、サージタンクの記載があることから、水撃対策が必要になると理解します。サージタンク設置が必要と判断する根拠となった、管路縦断図の提示日の回答をお願い致します。	要求水準書別紙17を参照ください。
150	要求水準書	61	第6章	3.6	(10)④	受変電設備	「6.2.7電気計装設備設計動力設備」と同様とするとありますが、P37の該当項目で「②常用回線(高圧1回線)受電とする。」と記載があります。一方で、別紙10-2「図面番号：PE-1～PE3」においては、引込開閉器盤による低圧受電で計画されています。したがって、「新導水ポンプ場(長与町)」においては、事業者提案で高圧受電が必要でない場合は、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書	61	第6章	3.6	(10)④	受変電設備	No.150と関連して、P37の該当項目で「③受変電設備については冗長化～」と記載があります。「図面番号：PE-1～PE-3」において記載されている内容は、長与町様の求める冗長化に関する基本的な思想を満たしており、事業者は別紙10-2に提示された内容を参考として事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書	61	第6章	3.6	(10)④	受変電設備	No.150と関連して、P37の該当項目で「③受変電設備については冗長化～」と記載があります。この冗長化に関する思想について、受変電設備において自家発電設備を設置して電源を2重化することで、冗長化を満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の内容を含めた冗長化対策は事業者提案とします。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
153	要求水準書	62	第6章	3.6	(14)④	遠方監視	「仮設取水ポンプ施設への信号ケーブル及び保護電線管を布設する。」とありますが、この記載のみでは、適正な事業費積算はできません。この業務については、河川工事との調整後の詳細設計完了後に設計変更の対象として頂けるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書【改訂第一版】第6章3.6新導水ポンプ場（長与町）設計をご参照ください。
154	要求水準書	62	第6章	3.6	(14)④	遠方監視	No.153と関連して、仮設取水ポンプの信号ケーブルは、別紙12「②新設導水ポンプ場（長与町）～定林堰」において記載された埋設管路に合わせて、布設することが基本になると理解しますが、推進工の箇所については、どのような施工方法を想定されているのでしょうか。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
155	要求水準書	63	第6章	3.7	表24	土木(3)場内整備	浸水対策工事及び土砂災害対策工事を含むとありますが、本事業にて新設する施設のみ対象の理解でよいでしょうか。	No.73、No.76を参照ください。
156	要求水準書	63	第6章	3.7	表24	第2浄水場設備概要	表24「(1)天日乾燥床の備考に記載の維持管理道路」とは、64頁(1)天日乾燥床④記載の「乾燥ケーキ搬出用の維持管理道路」かつ別紙10-3「天日乾燥床配置計画図の管理用道路」を示しており、本要求水準に既設浄水場施設に関する管理用道路は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書	63	第6章	3.7	(1)	天日乾燥床	別紙2-2及び別紙10-3に示された山腹部の用地買収に際し、支障面積の根拠や分筆登記を行う為に、地権者への説明資料として平面図及び横断面図などが存在すると思います。この事務処理に活用した資料が別途で追加提示されるのであれば、提示日をご回答願います。	地権者への説明資料はありません。
158	要求水準書	64	第6章	3.7	(2)①	場内配管	汚泥移送計画を検討するための、既存天日乾燥床への管路ルート及びポンプ規格をご提示願えませんでしょうか。ご提示頂けるのであれば、提示日をご回答願います。	事業者提案によります。
159	要求水準書	64	第6章	3.7	(2)①	場内配管	第2浄水場（長与町）の既設汚泥濃縮槽から新設される天日乾燥床までの送泥管の配管ルートは、浄水場内の敷地が狭い為に既設配管が多数埋設されていることが予想され、埋設でのルート計画が困難と想定されます。検討の結果、埋設での配管が不可能であると判断した場合は、露出管でのルート計画も可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	埋設配管が基本ですが、露出管とする場合は、維持管理動線を確保した提案（ルートや歩廊）をしてください。
160	要求水準書	64	第6章	3.7	(3)	場内整備	①施設の配置や導線に留意し、門扉、フェンスを含む場内整備を設計することとありますが、設計範囲は新たな用地廻り、既設フェンス、門扉の更新は含まないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書	64	第6章	3.7	(3)②	場内整備	「具体的な整備内容については、本町と協議を行うこと」について、この具体的な整備内容の範囲をご教示願います。	整備内容は、フェンス、側溝、門扉、場内舗装などの外構ですが、整備範囲は新たな用地範囲とします。
162	要求水準書	64	第6章	3.7	(5)	車庫棟及び倉庫棟	構造は鉄筋コンクリート造とありますが、S造での提案はできないでしょうか。	S造も可とします。
163	要求水準書	64	第6章	3.7	(5)	車庫棟及び倉庫棟	車庫棟及び倉庫棟について、浸水対策及び土砂災害対策の記載がないため、浸水対策及び土砂災害対策を行う場合は変更対象となるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書	64	第6章	3.7	(5)	車庫棟及び倉庫棟	車庫棟及び倉庫棟の要求水準は、構造と設置位置、要求室及び要求面積のみであり、その他の内容は事業者提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
165	要求水準書	65	第6章	3.7	(6)	ポンプ設備及び機械配管弁類	⑤濃縮汚泥引き抜きポンプ設備を更新すること。・・・また出力の変更を伴う場合は必要な電気設備の改造を行うこと。とありますが、改造が必要となった場合は、変更対象との理解でよいでしょうか。	事業範囲内と考えております。
166	要求水準書	65	第6章	3.7	(6)②	ポンプ設備及び機械配管弁類	「ポンプの吐出量は1.91 m ³ /min/台」とあります。一方で別紙10-3「図面番号送水ポンプ場PM-1」において、送水ポンプの吐出し量は3.1 m ³ /minと記載があります。吐出し量は3.1 m ³ /min/台として理解すればよろしいでしょうか。	ご認識の通り図面が正となり3.1 m ³ /min/台です。要求水準書【改訂第一版】にて記載の修正を行っております。
167	要求水準書	65	第6章	3.7	(6)④	ポンプ設備及び機械配管弁類	水撃検討のために管路縦断面図が必要となります。別紙12「長与町全体計画図」より、第2浄水場～第5配水池への送水管は既設管の流用となります。既設管である以上、事業者側では現状の管路縦断面図が必要となります。適切な事業費積算のために管路縦断面図の提示日の回答をお願い致します。	要求水準書別紙18をご参照ください。
168	要求水準書	65	第6章	3.7	(7)	受変電設備	別紙10-3「図面番号：第2浄水場PE-7～PE-11」より、今回の第2浄水場受変電設備の整備では400V動力盤の更新のみを対象としており、受変電設備の冗長化を要求しているものではないと理解してよろしいでしょうか。	新設される自家発電設備を利用した電源の冗長化について提案を求めるものです。
169	要求水準書	65	第6章	3.7	(10)①	計装設備	「第5配水池への送水流量計を整備すること」とありますが、別紙10-3「図面番号：送水ポンプ場PM-1」及び、別紙14「場内配管平面図（第2浄水場）」で送水流量計に該当する図の記載がありません。基本検討で決定した設置場所をご教示ください。また、第5配水池への送水流量計を測定することが目的であるならば、北陽台配水池制御弁室、第3配水池制御弁室などの他の配水池と同様に、第5配水池制御弁室に設置することも可能でしょうか。	要求水準書別紙14をご参照ください。
170	要求水準書	65	第6章	3.7	(10)①	計装設備	No.169と関連して第5配水池への送水流量計を第2浄水場場内に設置に関して、公表された資料において設置場所の明示がありません。従って、設置場所については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書	66	第6章	3.8	(2)②	まなび野低部配水池設計場内整備	「具体的な整備内容については、本町と協議を行うこと」について、この具体的な整備内容の範囲をご教示願います。	配管ルート等の協議を想定するもので、記載事項以上の整備を求めるものではありません。
172	要求水準書	68	第6章	3.9	(2)②	北陽台配水池、第3配水池、第5配水池設計場内整備	「具体的な整備内容については、本町と協議を行うこと」について、この具体的な整備内容の範囲をご教示願います。	No.171をご参照ください。
173	要求水準書	68	第6章	3.9	(1)	場内配管及び弁室	北陽台配水池、第3配水池及び、第5配水池に設ける弁室内の配管工事は場外管路に該当し、「入札説明書 P23.(2)留意事項(オ)」で提示された「場外管路等の建設工事業務の対価A」の費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書	68	第6章	3.9	(3)①	流入弁	流入弁について開度調整による流量調整を行うという理解でよろしいでしょうか。それとも、水位制御による弁のON-OFF制御(全開、全閉のみ)という理解になるでしょうか。	流量及び水位に基づいた流入弁の開度調整を想定しております。
175	要求水準書	70	第6章	3.9	(3)①	流入弁	流入弁について開度調整による流量調整を行うという理解でよろしいでしょうか。それとも、水位制御による弁のON-OFF制御(全開、全閉のみ)という理解になるでしょうか。	No.174をご参照ください。
176	要求水準書	70	第6章	3.10	(2)②	東高田2号配水池、南陽台高部配水池、まなび野高部配水池場内整備	「具体的な整備内容については、本町と協議を行うこと」について、この具体的な整備内容の範囲をご教示願います。	No.170をご参照ください。
177	要求水準書	70	第6章	3.10	(1)	場内配管及び弁室	東高田2号配水池、南陽台高部配水池及び、まなび野高部配水池に設ける弁室内の配管工事は場外管路に該当し、「入札説明書 P23.(2)留意事項(オ)」で提示された「場外管路等の建設工事業務の対価A」の費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
178	要求水準書	72	第6章	4.1		別紙12	浄水場北側の水管橋について、橋台が歩道上を大きく占有し、歩行の障害となることが想定されます。また、護岸掘削なしに橋台の築造は困難であると判断された場合、発注者側と協議のうえ、施工可能な工法へ変更するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書	72	第6章	4.1		場外管路の設計対象	「場外管路における新浄水場施設及び場外施設との業務分界点は原則、敷地境界とする」について、これらのうち、敷地境界を跨いで設置する水管橋の基礎（新浄水場施設及び場外施設の用地内に設置）及び管路は、場外管路の所掌範囲内であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書	72	第6章	4.2	(1)⑫	一般事項	「⑫場外管路整備の概要で示された水管橋工法、推進工法区間に関して、代替の工法がある場合は応募者提案によるものとする」について、場外管路整備業務は管路DB方式により、受注後の調査・詳細設計業務及び関係機関との協議を実施しないと代替の工法の検討や実現性を確認することができません。よって、本要求事項の⑫は削除願えませんか。	質問事項に関する応募者提案は必須条件ではないため、削除いたしません。
181	要求水準書	72	第6章	4.2	(1)②	場外管路設計 場外管路設計共通事項 一般事項	管路の設計水圧について、ポンプ圧送により設計水圧が1.25MPaから変更になった場合は、設計変更の対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書	73	第6章	4.2	(2)	埋設管	『⑫ 既設管を残置する場合はバルブ閉止・フランジ止め後、口径200 mm以上の既設管はモルタル充填を行うこと。また、国道における既設管は撤去すること。』とありますが、各工事区間の既設管残置における、各工事個所のモルタル充填の作業区間・設計延長の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
183	要求水準書	74	第6章	4.2	(2)	埋設管	『⑯ 地下埋設物調査については、本市町が提示した資料に加え、事業者が追加で必要な資料収集（最新版の確認等）及び現地調査を行ったうえで設計を行い、極力、移設が発生しないよう設計すること。現場状況並びに経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず移設が生じる場合については、本市町と調整したうえで、関係機関と協議し、設計に反映すること。』の、本市町が提示した資料とありますが、場外管路に関係のある資料は見受けられません。別途提示があるのでしょうか。提示日を含めてご指示願います。	要求水準書【改訂第一版】第6章4.2場外管路設計共通事項をご参照ください。
184	要求水準書	73	第6章	4.2	(2)④	場外管路設計 場外管路設計共通事項 埋設管	「ダクトイル鋳鉄管の管厚は1種管とし、」について、推進工のさや管内挿入管や場内管路の管厚については、事業者提案で宜しいでしょうか。	管厚は1種管とし、1種管が存在しないものは直近下位の管厚を選定することとします。
185	要求水準書	73	第6章	4.2	(2)⑦	場外管路設計 場外管路設計共通事項 埋設管	「水道用地については、弁類及び室工が地上に吐出ししない土被りを確保すること。」について、水道用地内の最低土被りについては事業者提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書	73	第6章	4.2	(2)⑫	埋設管	5頁、6頁の表3「場外管路整備の概要」に示された数量に既設管の撤去が入っていませんが、⑫に記載の「既設配水管の撤去や国道における既設管の撤去」に要する費用は、事業者が入札時に提出する入札比較価格（場外管路等の建設工事業務の対価）に含まず、発注者が受注後の設計変更で対応して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	既設管の撤去については概要として記載しておりませんが、入札比較価格に含まれております。ご理解のとおり、設計変更の対象です。
187	要求水準書	73	第6章	4.2	(2)⑫	埋設管	「⑫埋設管は……。既設管を残置する場合はバルブ閉止・フランジ止め後、口径200mm以上の既設管はモルタル充填を行うこと」について、この残置しモルタル充填を行う既設管の対象は、⑫文中に記載の「現場状況からやむを得ず同位置に布設する必要がある場合で、当該区間の既設配水管の撤去ができず、残置する場合の処置」を示しており、モルタル充填を行うべき残置する既設管の対象範囲も上述の当該区間を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	モルタル充填を行う既設管は、布設位置に限らず、撤去を行わない口径200mm以上の廃止管が対象です。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
188	要求水準書	73	第6章	4.2	(2)⑫	場外管路設計 場外管路設計共通事項 埋設管	「口径200mm以上の既設管はモルタル充填を行うこと。また、国道における既設管は撤去すること。」について、国道の開削許可については協議済みとの理解で宜しいでしょうか。	事業開始後に、道路管理者と協議を実施してください。
189	要求水準書	73	第6章	4.2	(2)⑫	場外管路設計 場外管路設計共通事項 埋設管	「口径200mm以上の既設管はモルタル充填を行うこと。また、国道における既設管は撤去すること。」について、モルタル充填の対象となる管路の延長が記載されていませんが、設計変更の対象との理解で宜しいでしょうか。	概要として記載しておりませんが、入札比較価格に含まれております。ご理解のとおり、設計変更の対象です。
190	要求水準書	73	第6章	4.2	(2)⑫	場外管路設計 場外管路設計共通事項 埋設管	「口径200mm以上の既設管はモルタル充填を行うこと。また、国道における既設管は撤去すること。」について、撤去管の延長が記載されていませんが、設計変更の対象との理解で宜しいでしょうか。	概要として記載しておりませんが、入札比較価格に含まれております。ご理解のとおり、設計変更の対象です。
191	要求水準書	77	第6章	4.2	(5)	水管橋	⑧事前の河川管理者との協議では護岸掘削は不可との回答がされているとありますが、護岸掘削なしに橋台築造できないと判断される場合は、発注者側と協議のうえ、施工可能な工法へ変更するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書	77	第6章	4.2	(5)	水管橋	『⑧ 事前の河川管理者との協議では護岸掘削は不可との回答がされている。』の、護岸掘削は不可とは、どのような施工条件下で不可なのでしょう。ご指示願います。	既存護岸に影響を及ぼすような掘削は不可であることを示しています。
193	要求水準書	77	第6章	4.2	(5)⑧	水管橋	「⑧事前の河川管理者との協議では護岸掘削は不可との回答がされている」水管橋は、5頁、6頁の表3「場外管路整備の概要」に示されたどの水管橋が該当するのでしょうか。もしくは、全ての水管橋において、該当する河川管理者から同様の回答がされているとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書	77	第6章	4.2	(5)⑧	水管橋	「⑧事前の河川管理者との協議では護岸掘削は不可との回答がされている」の協議内容を把握しないと、施工及び入札価格の検討ができません。協議内容はご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。ご提示頂けるのであれば、提示日をご回答願います。	No.192をご参照ください。
195	要求水準書	77	第6章	4.2	(5)⑧	場外管路設計場外管路設計共通事項	護岸掘削が認められず、水管橋の建設ができない場合には、施工可能な工法を検討したうえで発注者と協議を行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	要求水準書	77	第6章	4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	基本設計でお見込みの新浦上配水池連絡通路とは、別紙10-1に記載の連絡通路整備予定箇所に該当するものと想像されますが、計画路線では、複数箇所において既設の地上配管の上方に通路を確保する計画となっています。これらの既設地上配管の横断区間は、どのような方法で連絡通路を取り付ける基本設計となっているのかご教示願います。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
197	要求水準書	77	第6章	4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	別紙10-1に記載の連絡通路整備予定箇所の計画路線では、小江原配水槽の標記箇所、迂流水路のような施設の上方に通路を確保する計画となっています。この施設の横断区間は、どのような方法で連絡通路を取り付ける基本設計となっているのかご教示願います。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
198	要求水準書	77	第6章	4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	別紙10-1に記載の連絡通路整備予定箇所の計画路線では、河川護岸拡幅工事(着手時期未定)区間の洗浄水槽(青字)の標記箇所の右下に位置する土留め擁壁の上方(又は中腹、下方)に通路を確保する計画となっています。この土留め擁壁横断区間は、どのような方法で連絡通路を取り付ける基本設計となっているのかご教示願います。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
199	要求水準書	77	第6章	4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	別紙10-1で当該通路の起終点が示されています。市道昭和川平町線と連絡通路(起点)を結ぶ区間は、別途県事業で工用道路を設置するのでしょうか。その計画であれば、連絡通路の幅員構成の参考といたく、その工用道路の標準横断図をご提示願います。また、提示日をご回答願います。	工用道路の計画はございません。舗装工事仕様については、原則、原形復旧とします。工作物については、市との協議とします。
200	要求水準書	77	第6章	4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	『① 新浦上配水池及び新女の都ポンプ場への連絡通路を新設すること。』とありますが、道路施工延長の明示をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
201	要求水準書	77	第6章	4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	『① 新浦上配水池及び新女の都ポンプ場への連絡通路を新設すること。』について、別紙10-1において、浦上水源敷地内に連絡通路は計画されていません。県道入り口から、連絡通路までの間は、工事車両の通行は可能と判断してもよろしいでしょうか。ご指示願います。	浦上浄水場の運用に支障がでない範囲であれば、浦上浄水場の駐車場側入口側から通行可能です。
202	要求水準書	77	第6章	4.2	(7)	新浦上配水池連絡通路	『① 新浦上配水池及び新女の都ポンプ場への連絡通路を新設すること。』について、別紙10-1において、浦上水源敷地内に連絡通路は計画されていません。工事の施工要件の明示をお願いします。	No.199をご参照ください。
203	要求水準書	77	第6章	4.2	(8)	道ノ尾配水池及び高田越減圧槽	切替後において、高田越減圧槽は新浄水場からの送水のみになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	要求水準書	80	第7章	1.4		試運転調整、切替え対応業務(2段落目)	「場外管路工事において(中略)、周辺住民への周知徹底及び停水ビラの配布を行うこと」とありますが、停水ビラの配布は大変な作業量となることが予測されます。停水ビラの配布以外の周知方法を事業者が提案することは、要求水準の未達に該当するのでしょうか。	停水ビラの配布は必須です。
205	要求水準書	80	第7章	1.4		試運転調整、切替え対応業務	試運転調整及び、切替え対応業務の際も、水利使用可能水量以内で既設の浦上浄水場、道ノ尾浄水場を運用できる計画立案が必要と理解します。この計画のために、試運転調整、切替え対応期間に既設の浦上浄水場、道ノ尾浄水場の給水区域に給水しなければならない水量及び、その水量を給水するために既設浄水場のそれぞれで必要となる取水量をご教示ください。	要求水準書【改訂第一版】第7章1.4試運転調整、切替え対応業務をご参照ください。
206	要求水準書	89	第9章	1.1		保守管理業務の範囲	「本事業で対象とする保守管理業務の範囲は、(中略)土木躯体、建築躯体については保守管理業務の範囲外とする」について、この「土木躯体、建築躯体については保守管理業務の範囲外とする」は、運転維持管理業務を含めた全ての本施設の土木躯体、建築躯体に適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書	別紙1-1				施設フロー図(長崎市)	通常運用時と他浄水場連携時の水量バランスが記載されていますが、手熊浄水場水系からの送水量(9,196㎥/日)は、事業者提案として減少させ、新浄水場からの送水量(6,504㎥/日)を増加させることは可能でしょうか。	市との調整が必要です。
208	要求水準書	別紙10-1				新浦上配水池、新女の都ポンプ場	各配管路線毎に舗装工事条件が異なります。各配管路線区分毎に、各配管の設計延長・管口径の明記をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
209	要求水準書	別紙12				場外管路計画図	各配管路線毎に舗装工事条件が異なります。各配管路線区分毎に、各配管の設計延長・管口径の明記をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
210	要求水準書	別紙12				場外管路計画図のうち長与町⑤(11/14頁)	⑤「北陽台・第3配水池～第5配水池既設連絡管」平面図において、「側溝下配管箇所 ※水道管は水路の断面阻害しないように配管する。」とありますが、断面阻害があるということは、「側溝の下」ではなく「側溝の中」と読み換えるとの理解で宜しいでしょうか。	側溝下の埋設を想定しています。
211	要求水準書	別紙12				場外管路計画図のうち長与町⑤(11/14頁)	⑤「北陽台・第3配水池～第5配水池既設連絡管」平面図において、「側溝下配管箇所」が計画されています。当該箇所は、基本設計段階の関係機関との事前協議において、側溝の中に占用可能であると協議済でしょうか。また、工事時に車両の私有地立ち入り及び支障物(電柱や私有地内の構造物)の移設又は撤去が可能であると協議済でしょうか。	水路下への埋設については、協議済です。私有地立ち入りや支障物の移設撤去については想定していません。
212	要求水準書	別紙14				既存配水池平面図	各平面図において、場外施設・場外管路の各配管路線区分毎に、各配管の設計延長・管口径の明記をお願いします。	施設計画に係る情報は、落札者が決定するまで非公表とします。
213	要求水準書	別紙14				場内配管平面図(第2浄水場)	別紙14場内配管平面図(第2浄水場)新設連絡管において制御弁室を設け電動弁を2台設けるような図の記載がありますが、「P63.6.3.7_第2浄水場設計」の項目において、制御弁設置に関する記載がありません。一方で「P6.表3.①新導水ポンプ場(長与町)～第2浄水場」に「第2浄水場内制御弁室・流量計弁室、場内配管」の記載があります。したがって、別紙14「場内配管平面図(第2浄水場)」に記載された制御弁弁室の業務は「P6.表3」に記載された内容に従い、電動弁の手配、設置及び、弁室内配管、配線含め、場外管路に該当するという理解でよろしいでしょうか。	場外管路の制御弁・流量計弁は工事企業(機械・電気)、弁室・管路は工事企業(場外管路)です。
214	要求水準書					入札説明書等 (場外施設及び場外管路関連) その他	令和7年1月22日に公表された要求水準書(案)に関する質問書の回答No.111「本施設の民法上の瑕疵担保期間は、入札説明書等において公表します」について、この公表は、「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 設計及び建設工事請負契約書(案)、第45条・73条」に記載の「引渡し(設計及び建設工事請負契約書(案)の21頁、第45条)を行った日から2年間(同契約書(案)の37頁、第73条)」との理解で宜しいでしょうか。	質問対象範囲外の質問となるため、今回は回答を控えさせていただきます。
215	要求水準書					入札説明書等 (場外施設及び場外管路関連) その他	入札公告資料に、市町と事業者とのリスク分担表が提示されていません。また、本表は令和7年1月22日に公表された実施方針の別紙2であり、本事業に関する方針等を示したものの(1頁、第1章 入札説明書等の位置づけ)とされています。本リスク分担表は、契約後のリスク分担を明確にする図書であり、通常では契約書の一部に添付されるものと想定しますが、今後、契約書(案)の変改版としてご提示頂けるのでしょうか。提示日についてご回答願います。	質問対象範囲外の質問となるため、今回は回答を控えさせていただきます。
216	提案書類作成要領及び様式集 (word版)	20,21	様式 I	6	3,4	完工実績(工事企業・機械) 完工実績(工事企業・電気) 「備考」について	「提出書類作成要領及び、様式集」の中に、資格要件に関連する書類がありましたので、質問します。備考1に「3.事業概要には事業の内容、特徴当を簡潔に記載すること。」とありますが、該当書類には事業概要の欄がありません。工事内容の欄に記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁／様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
217	提案書類作成要領及び様式集 (word版)	20,21	様式 I	6	3.4	完工実績(工事企業・機械) 完工実績(工事企業・電気) 「備考」について	「提出書類作成要領及び、様式集」の中に、資格要件に関連する書類がありましたので、質問します。該当書類の備考に【5.記載した事業の契約書又はCORINSの写しを添付すること。】とありますが、追加資料として工事内容を確認できる書類(図面や特記仕様書等)を添付してもよろしいでしょうか。	追加資料の添付は差し支えありませんが、契約書又はCORINSに代わるものとしては取り扱いません。
218	提案書類作成要領及び様式集 (word版)	24	様式 I	6	5	配置予定技術者の資格及び	「提出書類作成要領及び、様式集」の中に、資格要件に関連する書類がありましたので、質問します。業務実績の添付資料は備考に【5.記載した事業の契約書又はCORINSの写しを添付すること。】とありますが、追加資料として工事内容を確認できる書類(図面や特記仕様書等)を添付してもよろしいでしょうか。	追加資料の添付は差し支えありませんが、契約書又はCORINSに代わるものとしては取り扱いません。
219	提案書類作成要領及び様式集 (word版)	24	様式 I	6	5	(監理技術者・主任技術者)	設計期間中の技術者と施工期間中の技術者を分けて申請する場合は、該当書類の様式で各々作成するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 3.3 に記載しているとおり、調査・設計業務、建設業務、運転管理業務それぞれで求める資格要件が異なりますので、各々で作成することとなります。